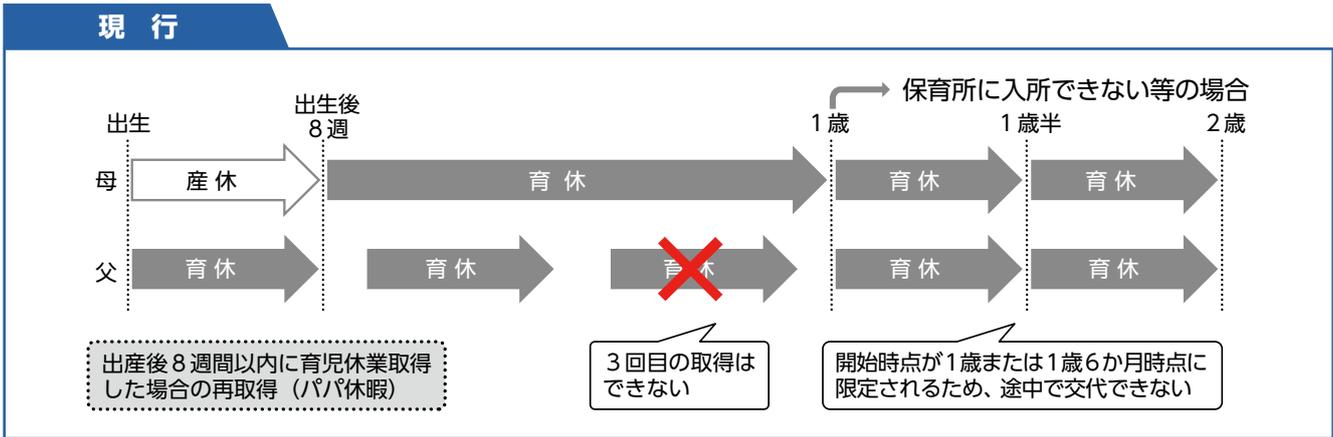
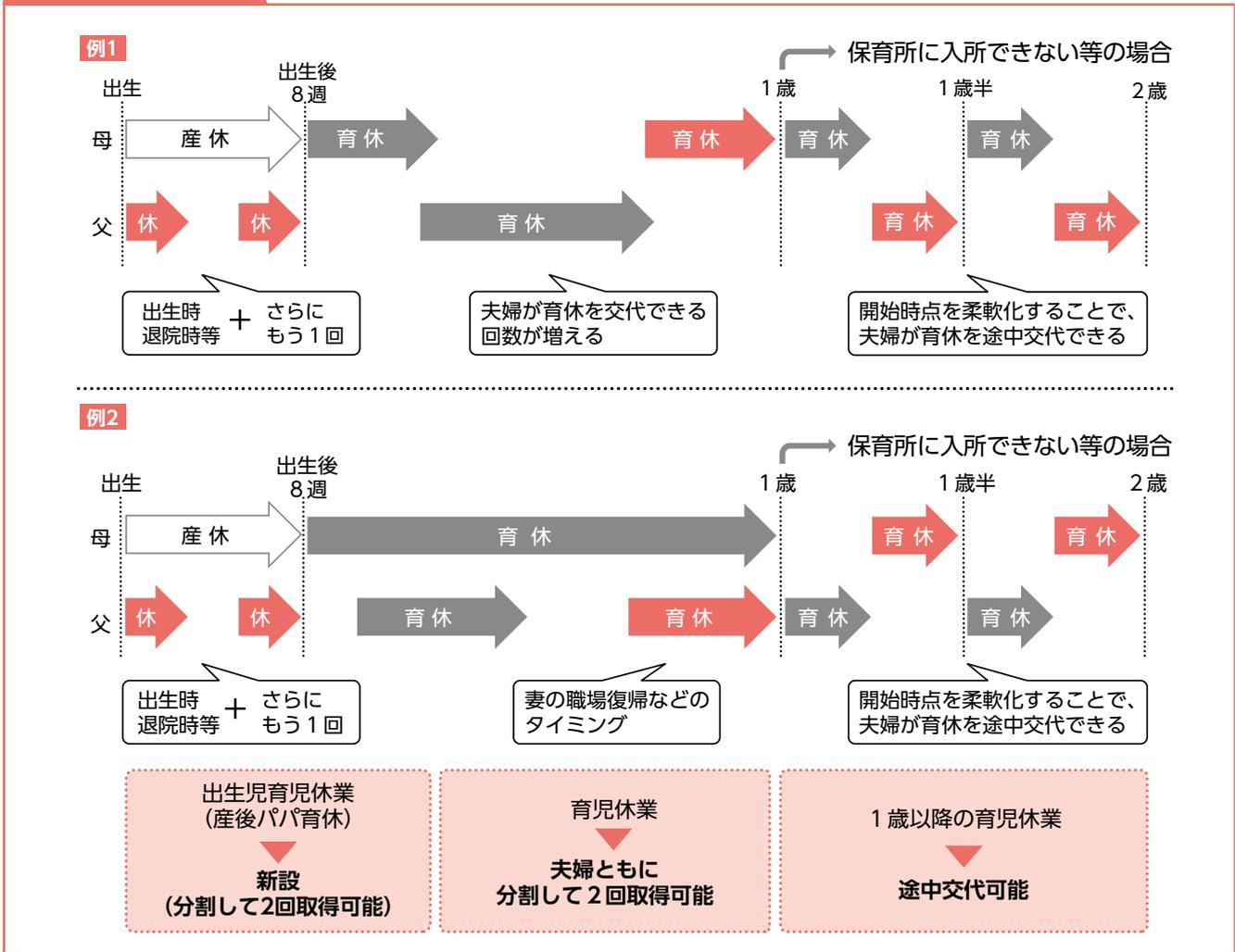


改正後の働き方・休み方のイメージ(例)



令和4年10月1日～ ➡ ピンク色の矢印が、今回の改正で新たにできるようになることです



令和4年10月1日施行

[2] 1歳以降の育児休業

義務

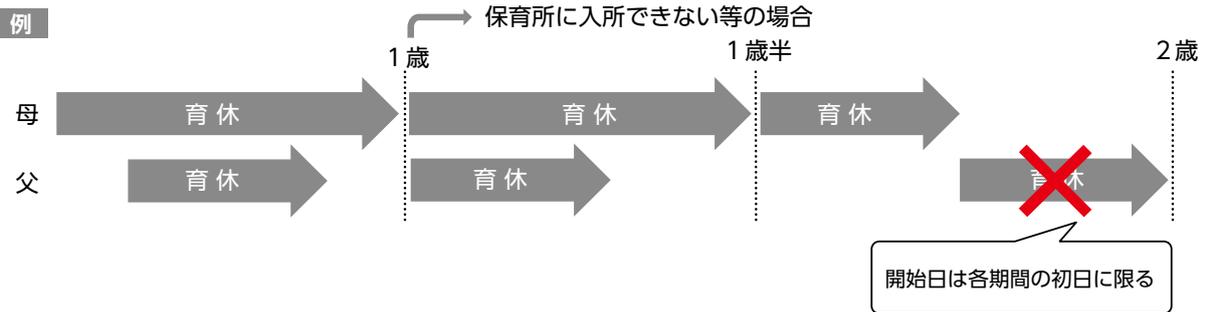
1歳以降の育児休業の開始日の柔軟化により、1歳以降の育児休業期間の途中で夫婦で交代することが可能になります。

保育所に入所できない等の理由で1歳以降に延長した場合の育児休業開始日について

現行

1歳以降の育児休業の開始日は、各期間の初日に限る
 1歳6か月までの育児休業は1歳到達日の翌日(1歳の誕生日)
 2歳までの育児休業は1歳6か月到達日の翌日

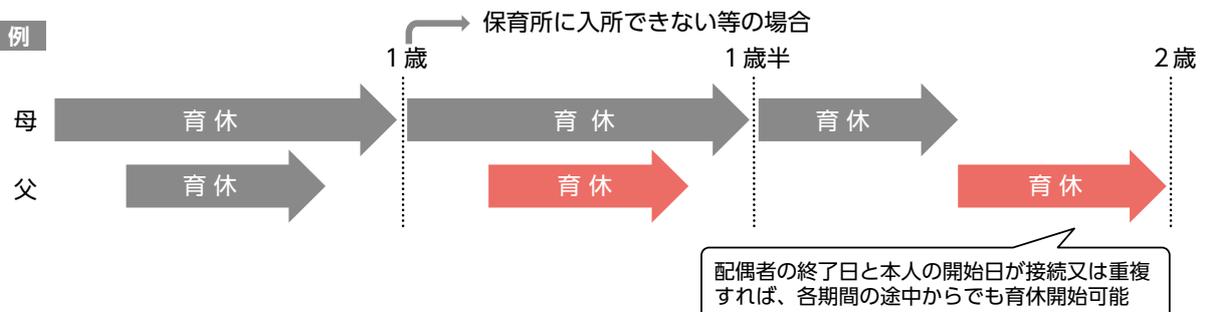
各期間の初日でしか
夫婦交代できない



令和4年10月1日～

配偶者が1歳以降の育児休業を取得する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前を本人の育児休業開始日にできる。現行の取得方法(夫婦ともに各期間の初日から取得)も可能。

(本人と配偶者の育児休業に切れ目がなければ)
各期間の途中で夫婦交代が可能



※パパ・ママ育休プラスにより、育児休業終了予定日が1歳到達日後の場合は、1歳6か月までの育児休業開始予定日は「1歳到達日後の本人又は配偶者の育児休業終了予定日の翌日」からであることは現行と同じ。夫婦で交代する場合も、1歳到達日後の本人又は配偶者の育児休業終了予定日の翌日から1歳6か月までの間の期間となる。

義務

以下の特別な事情がある場合は、1歳以降の育児休業の再取得が可能です。

(現行は、1歳以降の育児休業の再取得はできません。)

- ・他の子の産前・産後休業、出生時育児休業(産後パパ育休)、介護休業又は新たな育児休業の開始で育児休業が終了した場合で、産休等の対象だった子等が死亡等したとき

